

令和 2 年 6 月 2 日

保護者の皆様へ

社会福祉法人 和光会
駒沢わこう保育園
三軒茶屋わこう保育園

新型コロナウイルス感染拡大防止対策による 登園自粛に伴う副食費、延長保育料の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、登園自粛にご理解とご協力いただきありがとうございます。つきましては、登園自粛に対しての副食費、延長保育料について、次のとおり決定しましたのでお知らせ致します。

【3 歳児以上 副食費について】

4 月分 副食費を免除致します

5 月分 副食費を免除致します

6 月分 特例とし、登園自粛日数に応じて日割り計算をして免除致します

7 月分 通常通り徴収致します

※すでに 4 月分の副食費を納付している方は、次回登園の際に事務より返金いたします。

※6 月分の集金方法は、7 月分と合わせた請求書を発行後、7 月 20 日に口座引き落としにて徴収させていただきます。

一食分の計算方法は下記の通りとなります。

$$\begin{array}{lclclcl} \text{副食費 1 ヶ月分 4,500 円} & \times & \text{12 か月} & = & \text{年間副食費 54,000 円} \\ \text{54,000 円} \div \text{年間保育日数 293 日(日、祝日を除く)} & = & & = & \text{一食 184 円} \end{array}$$

※7 月の副食費については今後の状況次第で変更することがございます。

【延長保育料について】

4 月に延長保育の月極契約を利用されている方につきましては、利用金額が月極契約料金より下回る場合のみスポット保育として計算し、請求する対応をさせていただきます。

※ご不明点がありましたら事務員まで問い合わせください。